

No. _____

(大学記入用)

日本大学交換留学生・派遣留学生申込書

年 月 日

日本大学学長 殿

私は2020年度日本大学交換留学生・派遣留学生に応募いたしたく、誓約事項に全て同意の上、保護者（又は保証人）連名で申し込みいたします。なお、選考試験に通過した時点以降、誓約事項に反した場合は、日本大学交換留学生・派遣留学生の資格が取り消され、交換留学・派遣留学が中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

記

1 学生(申込者)

研究科・専攻	研究科	専攻	年
学部・学科	学部	学科	年
学 生 番 号	生年月日（西暦）	年	月 日
フリガナ 氏 名（自署）	印	性別	男・女

(保護者・保証人とは異なる印鑑を使用のこと)

写真貼付欄

- 1 半身脱帽・正面背景なし
- 2 最近3か月以内撮影
- 3 縦4cm×横3cm

2 申込プログラム

申し込むプログラムを○印で囲んでください。
併願については募集要項で認められている組み合わせのみとします。

- 英語圏交換留学
英語圏派遣留学
ドイツ交換留学
フランス交換留学
中国語圏交換留学
韓国交換留学（韓国語受験）
韓国交換留学（英語受験）

3 保護者・保証人

保護者又は保証人氏名（自署） 印 学生本人との続柄：

(学生本人とは異なる印鑑を使用のこと)

※保護者・保証人は、学生の研修参加及び次ページの誓約事項について、同意された上で自署・押印してください。
(保護者・保証人以外の署名・押印では受理いたしません。)

※次ページに誓約事項がありますので必ず読んだ上で、自署してください。

誓約事項

- 1 日本大学交換留学生募集要項・派遣留学生募集要項を確認の上、選考試験受験後、やむを得ない事情がない限り、辞退しないこと。本制度に参加することに関し、事前に保護者又は保証人の了承を得ること。また、留学費用の負担を保証すること。
- 2 交換留学生・派遣留学生として留学するに当たり、本制度の趣旨及び目的を十分理解し、留学期間中はその目的を達成できるよう学業に専念すること。また、候補者となった場合、3回の事前研修に必ず参加すること。
- 3 留学生活に適応できる健康状態であること。また、既往歴や過去10年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず出願前に申告すること。(既往歴及び通院履歴等の情報は要配慮個人情報にあたります。)
- 4 派遣先大学における学部及び受講科目等の決定は、派遣先大学が行うことを理解すること。また、希望が認められない場合でも、交換・派遣留学生として派遣先大学での留学を全うし、参加を辞退しないこと。
- 5 留学先大学が定める規則に従い、留学先の国の法律を遵守し習慣を尊重すること。但し、留学先の国の法律で認められている場合であっても、20歳未満の学生は飲酒や喫煙をしないこと。また、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国・地域の公序良俗に反することがないように注意すること。薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、派遣先の国・地域で適用される法令のみならず、日本国の法令で禁止されているものについても行わないこと。
- 6 留学期間中、本学の学則が定める諸規程に従うこと。
- 7 留学先では安全に心がけて行動すること。
- 8 留学にあたっては、出発日から帰国日を期限とする本学指定の海外旅行傷害保険及び本学が指定する危機管理システムに加入し、留学期間中は自己の健康管理及び安全管理に十分注意すること。
- 9 留学期間中においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また、危険なスポーツ（スカイダイビング・バンジー・ジャンプ等）は絶対に行わないこと。
- 10 留学期間中、不慮の事故により生じた損害及び自己の故意、過失により生じた損害については、派遣先大学及び本大学は一切の責任を負わず、損害を与えた当該の者が負担することを承知すること。また、これらの行為により研修先大学及び本学に損害を与えた場合は、その責任を負うこと。
- 11 留学期間中は、毎月、日本大学本部学務部国際交流課が定める方法（E-mail等）にて近況を報告すること。
- 12 自然災害、戦乱、暴動、テロ行為、陸海空における不慮の災難、感染症の流行、日本または外国の官公庁による危険情報等の発令・発生下における留学の催行・中止の判断は本学に委ね、その指示に従うこと。
- 13 留学先において疾病に罹患又は受傷した場合、現地の法令及び医療体制に従い治療を受けること。
- 14 留学期間は、本学における2学期間であることを理解すること。
- 15 やむを得ない事情で留学期間中に帰国しなければならなくなった場合は、事前に国際交流課に連絡し承諾を得ること。
- 16 中途帰国した場合は、交換留学生に往復航空運賃相当額の一部補助として支給された奨学金の全額または半額を返還すること及び留学生在籍料の措置が受けられないことに同意すること。
- 17 派遣先大学の学期終了後は、必ず7日以内に帰国し、1か月以内に大学に報告書を提出すること。
- 18 派遣先大学で修得した単位については、所属学部・研究科で承認された場合のみ本学の単位として認められるものであることを理解すること。
- 19 交換留学・派遣留学経験者として、交換留学生・派遣留学生の募集及び留学生への助言に進んで協力すること。
- 20 渡航手続、緊急事故支援システム加入及び海外旅行保険の案内に使用するため、申込時に記入・入力された個人情報を以下の企業等へ提供することに同意すること。
 - ① 大学が指定する旅行代理店
 - ② 特定非営利活動法人海外留学生安全協議会
 - ③ 大学が指定する保険代理店
- 21 その他の事項については、本学の指示に従うこと。

以上